

議第3号

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月19日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

知事部局の組織改正に伴い、所要の規定整理を行うため。

<関連法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

知事部局の組織改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

- (1) 環境生活部の改称に伴い、「環境生活部長」を「環境エネルギー生活部長」に改める。
- (2) 観光文化スポーツ部の新設に伴い、環境エネルギー生活部長及び観光文化スポーツ部長に委任又は補助執行させるものの整理を行う。

3 施行日

令和7年4月1日

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（委任）

第二条 次の表の職員の欄に掲げる職員に、同表委任事項の欄に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃並びに次条の規定により知事の補助機関である職員に補助執行させる事務を除く。）を委任する。

職 員	委 任 事 項
環境エネルギー生活部長	<p>一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の規定により教育委員会が行う事務（同法第十条に規定する社会教育関係団体であつて学校教育に密接に関連するものに関するものを除く。）</p> <p>二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定により教育委員会が行う事務</p>

<p>観光文化スポーツ部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 ユネスコ活動に関すること。 二 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の規定により教育委員会が行う事務 三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の規定により教育委員会が行う事務 四 岐阜県視聴覚教具及び教材の貸与等に関する規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第五号）の規定により教育委員会が行う事務
-------------------	--

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

次の表の職員の欄に掲げる職員に、同表補助執行事項の欄に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。）を補助執行させる。

職 員	補助執行事項
<p>環境エネルギー生活部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 社会教育法第九条の四第四号の規定による社会教育主事の資格の認定に関すること。 二 社会教育法第十五条第二項の規定による社会教育委員の委嘱に関すること。
<p>観光文化スポーツ部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 博物館法第十一条の規定による博物館の登録 二 博物館法第十三条第三項（同法第十八条第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取

	<p>三 博物館法第十四条第二項の規定による公表</p> <p>四 博物館法第十五条第二項の規定による博物館の変更登録及び公表</p> <p>五 博物館法第十六条の規定による定期報告の受理</p> <p>六 博物館法第十七条の規定による報告又は資料の提出の要求</p> <p>七 博物館法第十八条第一項及び第二項の規定による勧告及び命令</p> <p>八 博物館法第十九条第一項及び第三項の規定による博物館の登録の取消し及び公表</p> <p>九 博物館法第二十条第二項の規定による博物館の登録の抹消及び公表</p> <p>十 博物館法第三十一条第一項から第四項までの規定による博物館に相当する施設の指定及び指定の取消し、公表並びに指導及び助言</p> <p>十一 博物館法施行規則第二十五条の規定による報告の受理</p> <p>十二 博物館法施行規則第二十六条の規定による報告の要求</p> <p>十三 前各号に掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。</p>
--	--

2 前項の表環境エネルギー生活部長の項第一号に掲げる事務を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については環境エネルギー生活部長に、同表観光文化スポーツ部長の項第三号、第四号、第八号から第十号まで及び第十三号に掲げる事務

(同項第四号及び第八号から第十号までに掲げる事務にあつては公表に、同項第十三号に掲げる事務にあつては軽易な事項に限る。)を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については観光文化スポーツ部長に専決させるものとする。

第三条第三項中「環境生活部長」を「環境エネルギー生活部長及び観光文化スポーツ部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号）新旧対照表

（新）

第一条 略

（委任）

第二条 次の表の職員の欄に掲げる職員に、同表委任事項の欄に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃並びに次条の規定により知事の補助機関である職員に補助執行させる事務を除く。）を委任する。

職 員	委 任 事 項
環境エネルギー生活部長	<p>一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の規定により教育委員会が行う事務（同法第十条に規定する社会教育関係団体であつて学校教育に密接に関連するものに関するものを除く。）</p> <p>二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定により教育委員会が行う事務</p>
観光文化スポーツ部長	<p>一 ユネスコ活動に関すること。</p> <p>二 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の規定により教育委員会が行う事務</p> <p>三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の規定により教育委員会が行う事務</p> <p>四 岐阜県視聴覚教具及び教材の貸</p>

（旧）

第一条 略

（委任）

第二条 環境生活部長に、次に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃並びに次条の規定により環境生活部長に補助執行させる事務を除く。）を委任する。

- 一 ユネスコ活動に関すること。
- 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び社会教育法施行令（昭和二十四年政令第二百八十号）の規定により教育委員会が行う事務（同法第十条に規定する社会教育関係団体であつて学校教育に密接に関連するものを除く。）
- 三 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の規定により教育委員会が行う事務
- 四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の規定により教育委員会が行う事務
- 五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定により教育委員会が行う事務
- 六 岐阜県視聴覚教具及び教材の貸与等に関する規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第五号）の規定により教育委員会が行う事務

与等に関する規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第五号）の規定により教育委員会が行う事務

（補助執行）

第三条 次の表の職員の欄に掲げる職員に、同表補助執行事項の欄に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。）を補助執行させる。

職 員	補助執行事項
環境エネルギー生活部長	一 社会教育法第九条の四第四号の規定による社会教育主事の資格の認定に關すること。 二 社会教育法第十五条第二項の規定による社会教育委員の委嘱に關すること。
観光文化スポーツ部長	一 博物館法第十一条の規定による博物館の登録 二 博物館法第十三条第三項（同法第十八条第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取 三 博物館法第十四条第二項の規定による公表 四 博物館法第十五条第二項の規定による博物館の変更登録及び公表 五 博物館法第十六条の規定による定期報告の受理 六 博物館法第十七条の規定による報告又は資料の提出の要求 七 博物館法第十八条第一項及び第二項の規定による勸告及び命令 八 博物館法第十九条第一項及び第三項の規定による博物館の登録の取消し及び公表

（補助執行）

第三条 環境生活部長に、次に掲げる事務（当該事務に係る教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃を除く。）を補助執行させる。

- 一 社会教育法第九条の四第四号の規定による社会教育主事の資格の認定に關すること。
- 二 社会教育法第十五条第二項の規定による社会教育委員の委嘱に關すること。
- 三 博物館法第十一条の規定による博物館の登録
- 四 博物館法第十三条第三項（博物館法第十八条第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取
- 五 博物館法第十四条第二項の規定による公表
- 六 博物館法第十五条第二項の規定による博物館の変更登録及び公表
- 七 博物館法第十六条の規定による定期報告の受理
- 八 博物館法第十七条の規定による報告又は資料の提出の要求
- 九 博物館法第十八条第一項及び第二項の規定による勸告及び命令
- 十 博物館法第十九条第一項及び第三項の規定による博物館の登録の取消し及び公表
- 十一 博物館法第二十条第二項の規定による博物館の登録の抹消及び公表
- 十二 博物館法第三十一条第一項から第四項までの規定による博物館に相当する施設の指定及び指定の取消し、公表並びに指導及び助言
- 十三 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十五条の規定による報告の受理
- 十四 博物館法施行規則第二十六条の規定による報告の要求
- 十五 第三号から前号までに掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に關すること。

	<p>九 博物館法第二十条第二項の規定による博物館の登録の抹消及び公表</p> <p>十 博物館法第三十一条第一項から第四項までの規定による博物館に相当する施設の指定及び指定の取消し、公表並びに指導及び助言</p> <p>十一 博物館法施行規則第二十五条の規定による報告の受理</p> <p>十二 博物館法施行規則第二十六条の規定による報告の要求</p> <p>十三 前各号に掲げるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。</p>
--	---

2 前項の表環境エネルギー生活部長の項第一号に掲げる事務を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については環境エネルギー生活部長に、同表観光文化スポーツ部長の項第三号、第四号、第八号から第十号まで及び第十三号に掲げる事務（同項第四号及び第八号から第十号までに掲げる事務にあつては公表に、同項第十三号に掲げる事務にあつては軽易な事項に限る。）を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については観光文化スポーツ部長に専決させるものとする。

3 環境エネルギー生活部長及び観光文化スポーツ部長は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により専決させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、これを教育委員会の決定にかからしめることができる。

附則 略

2 前項の規定により同項第一号、第五号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十五号に掲げる事務（第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号にあつては軽易な事項に限る。）を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、環境生活部長に専決させるものとする。

3 環境生活部長 は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により専決させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、これを教育委員会の決定にかからしめることができる。

附則 略